

マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター営業等の営業者の皆様へ

広告・宣伝は適正に ～インターネット上も規制対象になります～

風営適正化法施行条例の一部改正（施行日 平成29年10月1日）

改正箇所

○条例第9条（風俗営業者の遵守事項）第2項第2号

新 営業に関し、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、
又は営業所で客にこれらの行為をさせないこと

対象となる風俗営業者

（風営適正化法第2条第1項）

第4号 マージャン店・パチンコ店等

第5号 ゲームセンター

改正による変更点

対象となる風俗営業者の遵守事項について、「**営業に関し**、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は営業所で客にこれらの行為をさせないこと」に改正され、インターネット上における著しく射幸心をそそるおそれのある広告・宣伝についても規制対象とされました。

違反した場合、行政処分の対象となります。

規制対象例

ホームページ、会員メール、その他のアプリ等インターネットを利用した、著しく射幸心をそそるおそれのある内容の広告・宣伝

